

読み終わったら保護者の方にも読んでもらいましょう。

生徒部だより <第1号>

宮城県小牛田農林高等学校
令和4年4月8日

新学期が始まりました!!

新入生の皆さん、入学おめでとうございます。2・3年生の皆さん、進級おめでとうございます。新学期を迎え、全校生徒557名でスタートを切ることになります。新型コロナウイルス感染症への対策はまだまだ必要となりますが、新たな環境で是非とも新しいことに積極的に取り組んでください(進取)。

生徒指導部では今年も定期的に「生徒部だより」と「農林 FAMILY (生徒会だより)」を発行します。また、行事の紹介や部活動の活躍の報告などを中心に、皆さんにお伝えしなければならないこと、守ってもらいたいことなどをその都度発信していきます。これらのたよりを通じて学校での出来事を知り、有意義な学校生活が送られるよう、積極的に活用してください。またそれぞれが勉強や部活動などの学校生活において精一杯の気持ち、真心を持って取り組みましょう(至誠)。

諸手続き(許可申請)について

新年度にあたり、各種手続きが必要なものを記載しました。『学校生活のしおり』の各規程を確認の上、確実に手続きをしてください。また、担当の先生が昨年から変更になっていますので、ご注意ください。

◆アルバイトについて(担当:伊東貴史先生)

経済的事情などにより、長期休業中以外にアルバイトをしている生徒で、今年度も継続する場合は手続きが必要となります。手続きをしていない場合は、無断アルバイトとして特別指導の対象となります。

◆自転車通学許可願について(担当:日野隼人先生)

通学で自転車を利用する際に必要なものです。1年生は『入学のしおり』に綴じ込んである用紙に記入し学級担任の提出してください。2・3年生で、新たに自転車通学をする人は、学級担任から用紙をもらい、申請してください。なお、令和3年度の宮城県自転車安全利用条例施行に伴い、自転車害賠償保険等への加入が義務化されています。過去に契約した保険の有効期間を確認し、期限が切れていた場合には速やかに更新してください。

◆バイク通学許可手続きについて(担当:日野隼人先生)

条件を満たす場合のみ許可をします。(免許の取得は、別途許可申請をした上で、長期休業期間に原付バイクのみ認めています。自動二輪は許可していません。)無許可通学は特別指導の対象となります。

※不明な点があれば、学級担任の先生に相談してください。

スマートフォン等の使用について

本校では、令和2年度より Google Workspace (Classroom) を導入し、オンラインでの連絡や学習課題の提出等ができるようにしてきました。それに伴い、校内へのスマートフォンの持ち込みや、使用を認めてきました。

昨年度の本校内での利用の様子を見ると、ゲームやSNSなど学校生活上で関係のない使用や、歩きスマホが散見されました。自身の使用方法を振り返り、「学校生活上必要な場合に限り」というルールをしっかりと守りましょう。

また、多くの人が利用しているSNSについて、誹謗中傷、いじめ等に発展するケースがあります。トラブルにつながる使い方をしたり、トラブルに巻き込まれたりしないよう十分注意して利用してください。

読み終わったら保護者の方にも読んでもらいましょう。

成年年齢引き下げ 令和4年4月～

民法の改正により、成年年齢が18歳に引き下げられました。

成年年齢の引下げによって、18歳、19歳の方は親の同意を得なくても、様々な契約をすることができるようになりました。例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成する（支払い能力により、クレジットカードの作成ができないことがあります。）、ローンを組んで自動車を購入する（返済能力を超える場合など、契約できないこともあります。）、といったことができるようになります。

また、親権に服することがなくなる結果、自分の住む場所（居所）や、進学や就職などの進路について、自分の意思で決めることができるようになります。もっとも、これらについて、親や学校の先生の理解を得ることが大切なことに変わりはありません。

そのほか、民法の成年年齢は、民法以外の法律においても各種の資格を取得したり、各種行為をするための必要な基準年齢とされていることから、例えば、10年有効パスポートの取得や、公認会計士や司法書士などの国家資格に基づく職業に就くこと（資格試験への合格が必要です。）、家庭裁判所において性別の取扱いの変更審判を受けることなどについても、18歳でできるようになります。

一方、お酒を飲んだり、たばこを吸うことができる年齢等については、20歳という年齢が維持されていますので注意が必要です。また、国民年金の加入義務が生ずる年齢も、20歳以上そのままとなっています。

問い合わせ先

- 消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合には

消費者ホットライン「188」



地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

*相談窓口につながった時点から、通話料が発生します。（相談は無料です）

- 法的トラブルでお悩みの方は

日本司法支援センター（法テラス）

法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口を無料で紹介します（通話料が発生します）。

おなやみなし
0570-078374（IP電話からは：03-6745-5600）

【平日】午前9時～午後9時 【土曜日】午前9時～午後5時

※祝日・年末年始を除く。※メールによるお問合せは法テラスホームページで24時間受付中。

（法務省パンフレット「民法改正 成年年齢の引下げ ～若者がいきいきと活躍する社会へ～」より引用・抜粋）